# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	介護保険関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱が個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合

### 公表日

平成31年2月5日

[平成31年1月 様式2]

#### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	介護保険事務				
②事務の概要	介護保険法及び行政手続きにおける特定個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 ①被保険者の資格管理 ②保険料の賦課・徴収 ③要介護(要支援)認定 ④保険給付				
③システムの名称	介護保険システム				

#### 2. 特定個人情報ファイル名

資格情報ファイル 納付情報ファイル 認定情報ファイル 受給情報ファイル 給付情報ファイル 宛名情報ファイル

#### 3. 個人番号の利用

•番号法第9条第1項、別表第1 68項

|・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第 |50条

法令上の根拠 ・番号法第9条第2項 別表第2

・新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第1項

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 3	<b>実施する</b>	]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない				
				3) 未定				
②法令上の根拠	·番号法別 令第7号)	J表第2 93,	務省令で気	<b>定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省</b>				
	·番号法別	(情報提供) ・番号法別表第2 1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,95,117項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省						

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	総務課
②所属長の役職名	課長

#### 6. 他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合 総務課 〒938-0036 富山県黒部市北新199番地 電話0765-57-3303

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

令第7号)

連絡先	新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合 総務課						
建裕元		〒938-0036 富山県黒部市北新199番地 電話0765-57-3303					

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		平成	31年1月31日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		平成31年1月31日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[   基礎	項目評価	書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関に	ついては、それぞれ』	重点項目評	平価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載				
2. 特定個人情報の入手(ヤ	青報提供	ネットワークシスラ	ムを通じ	た入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託		[ ]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢>				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・3	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 監査								
実施の有無	[ <b>O</b> ]	自己点検	[ ]	内部監査 [ ] 外部監査				
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている				

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月5日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	新川介護保険組合	新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合	事後	
平成31年2月5日	評価実施機関名	新川介護保険組合	新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合	事後	
平成31年2月5日	7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	新川介護保険組合	新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合	事後	
平成31年2月5日	8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	新川介護保険組合	新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合	事後	
平成31年2月5日	3. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項、別表第一 68項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省 令第5号)	・番号法第9条第1項、別表第1 68項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省 令第5号)第50条 ・番号法第9条第2項 別表第2 ・新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合 行政手続きにおける特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律に基づく個人 番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例別表第1 第1項	事後	
平成31年2月5日	(情報照会) ・番号法別表第2 93,94項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 (情報提供) ・番号法別表第2 1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,95,117項・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)		(情報照会) ・番号法別表第2 93,94項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・番号法第19条第8号 (情報提供) ・番号法別表第2 1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,95,117項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)	事後	